



印西教学第613号
令和5年8月22日

印西市通学区域審議会 様

印西市教育委員会



印西市立小学校及び中学校の通学区域について（諮問）
このことについて、印西市通学区域審議会設置条例（昭和58年条例第2号）
第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

西の原小学校及び西の原中学校の通学区域である印西市草深の一部に係る
通学区域の見直しについて

2 諮問理由

西の原小学校及び西の原中学校の通学区域である印西市草深の一部につい
て住宅開発が計画され、学校の大規模化が懸念されることから、通学区域指定
の見直しのために、審議をお願いするもの。